

事後審査型条件付一般競争入札の心得

(目的)

第1条 この心得は、太子町が行う事後審査型条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、その他の法令並びに太子町財務規則（平成元年太子町規則第1号。以下「財務規則」という。）及びこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、入札執行者の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、入札参加者として適切な態度を保持しなければならない。

(入札参加資格)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を有しないものとする。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当する者

(2) 本町の入札参加者名簿に登載されていない者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。ただし、同法の規定による更生計画が認可されている者を除く。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、同法の規定による再生計画が認可されている者を除く。

(5) 太子町建設工事等事後審査型条件付一般競争入札要綱（平成29年太子町要綱第47号）第4条の規定による公告（以下「公告」という。）の日から開札の日までの期間において、次のいずれかに該当する者

ア 太子町建設工事等指名停止要綱（以下「指名停止要綱」という。）の規定による指名停止期間中の者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

イ 本町との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

(6) 建設工事の入札にあつては、次に掲げる保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していない者。ただし、社会保険について各法令で適用が除外されている者を除く。

ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険

イ 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険

ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険（入札保証金）

第4条 財務規則第118条に基づき、入札に参加しようとする者は、契約希望見積金額の100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札保証金を免除とする。

(1) 過去2年間に町、国又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって履行した実績を有する者

(2) 保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者

(入札等)

第5条 入札参加者は、入札公告、設計図書、入札条件等を熟知のうえ、入札しなければならない。

2 入札参加者は、次の各号の定めるところにより、入札書等を公告に示された方法で提出しなければならない。

(1) 入札参加者は、入札参加者名簿に登録されている代表者（本店から営業所等に委任している場合は、営業所等の代表者）とし、代理人による入札は認めない。

(2) 入札参加者は、提出した後は開札の前後を問わず、入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者が入札を辞退しようとするときは、開札日の前日午後5時までに、入札辞退届を契約担当者等に提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格

を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。

5 入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。
(入札の中止等)

第8条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 町長は、災害その他やむを得ない特別の事情がある場合は、入札を中止又は延期することがある。

3 前2項の規定による当該入札の中止又は延期により、入札参加者に損害が生じて、町はその損害を補償しない。
(無効の入札)

第9条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
 - (2) 所定の日時、場所に提出しない入札
 - (3) 入札に際して連合等不正行為を行ったと認められる者のした入札
 - (4) 記名押印を欠く入札
 - (5) 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不鮮明である入札
 - (7) 予定価格を当該入札の事前に公表した場合において、当該予定価格を超えて行った入札
 - (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
 - (9) 同一事項に対して、同一人が2通以上した入札
 - (10) 入札価格の内訳書の提出を求められた入札で、内訳書の価格と異なる価格でした入札
 - (11) その他入札に関する条件に違反した入札
- (失格)

第10条 開札から落札者決定までの期間において、次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 指名停止要綱の規定による指名停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
- (2) 本町との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者

(入札金額の記載)

第11条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(落札者の決定)

第12条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札候補者について必要な書類の提出を求め、あらためて参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

2 最低制限価格を下回る入札をした者は、失格とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者等の決定)

第13条 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、別に定める方法でくじを実施し、落札候補者を決定するとともにその順位を決定する。

(契約保証金)

第14条 落札者は、当該契約を締結するにあたり契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

(契約書の提出)

第15条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約書に記名押印のうえ、落札決定の日から5日(太子町の休日を定める条例(平成元年太子町条例第20号)第2条第1項に規定する休日を含まない。)以内に契約担当職員に提出しなければならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が第12条各号のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがある。この場合、本町は一切の責めを負わないものとする。

4 前2項の規定により契約を締結しないときは、違約金として落札者から落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(仮契約)

第16条 太子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第144号）の規定に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決がなされたときをもって本契約となる。

2 落札者決定の日から本契約締結の日までの期間において、落札者が第10条各号のいずれかに該当した場合は、仮契約を締結しないこと又は仮契約の解除を行うことがある。この場合、本町は一切の責めを負わないものとする。

3 前項の規定により仮契約を締結しないとき、又は仮契約を解除したときは、違約金として落札者から落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(異議の申立)

第17条 入札参加者は、入札書等の郵送後、この心得等についての不知を理由として異議を申し立てることはできない。

2 入札をした者は、郵便事故等により入札書等が開札場所に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。